

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和3年10月8日(金)午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場)8階大会議室

農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 徳行	24番 徳永 芳也

欠席委員(上記24名中1名が欠席)

23番 福嶋 徳行

午後3時06分 開会

事務局 それでは、定刻を少し過ぎておりますけれども、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中23名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 こんにちは。

本日は、皆様ご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

10月になりまして、これから米をはじめ、いろいろな農作物の収穫と出荷の最盛期を迎えます。多くの農家にとりましては、とても重要な時期となってまいります。また、今でも夏のように暑い日が続いておりますので、委員の皆様には、この暑さや農作業による疲れ、体調を崩されないようご自愛いただきたいと思います。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行

できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。
よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、審議に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、13番の三原勉委員と14番の木下三智也委員を、書記に事務局の若松節治参事を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの8件でございます。

それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請43件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番から4番について、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請地には野菜を作付されるとのことです。

2番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請地には牧草を作付されるとのことです。

3番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請地には芝を作付されるとのことです。

4番は、新規就農として使用貸借権を設定される申請です。被設定者は、許可後申請地で16種類の野菜を作付される計画です。また、先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行い、新規就農の要件を満たしていることを確認いたしました。

以上4件、先日の地区委員会において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でござい

ました。ご審議方、よろしく願ひいたします。

議 長 　　ただいま、1番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

5番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜及びミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には露地野菜を栽培される計画です。

7番と8番は関連で、耕作の便宜上交換による所有権移転の申請です。両申請人とも水稲及びミカンを栽培されている農家で、許可後にはミカンを栽培される計画です。

9番と10番は関連で、耕作の便宜上交換による所有権移転の申請です。両申請人とも水稲及びミカンを栽培されている農家で、許可後はミカンを栽培される計画です。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、ミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

以上8件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果がございました。ご審議方、よろしく願ひいたします。

議 長 　　ただいま、5番から12番につきまして地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
続きまして、13番。

10番 東哲治委員

10番委員、東です。

13番から15番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

13番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人はキュウリを栽培されている農家で、申請地にはキュウリを栽培される計画です。

14番は、経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。借受人は、ミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

15番は、一般法人の新規参入として使用貸借権設定の申請です。先日、地区委員会で聞き取り調査を実施し、主要計画等の確認を行い、新規就農の要件を満たしていると判断しました。許可後はミカンを栽培される計画です。この法人は、令和3年8月に農産物生産加工販売等を営むことを目的に設立した農業法人で、解除条件付で使用貸借権を設定されます。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、13番から15番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
続きまして、16番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

16番、17番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

16番は、妹へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻、露地野菜を作付される計画です。

17番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ナスを栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、16番、17番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、18番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

18番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

18番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、18番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、19番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

19番から23番につきまして、地区委員会で協議状況を報告い

たします。

19番は、いところへの贈与で所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培される兼業農家で、許可後、申請地には引き続き水稻を作付される予定です。

20番は、経営拡張による使用貸借権設定の申請です。譲受人は水稻及び露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

21番は、社会福祉法人による農地取得の申請です。先月の調査委員会での審議及び総会の審議により、継続審議となった案件です。継続とした理由は、1番目が、熊本市担当部署である障がい保健福祉課の事前協議がなされていないこと、2番目が、社会福祉法人の農地取得についての事業計画や営農計画などが不明確であったことによるものです。今回、熊本市担当部署である障がい保健福祉課の事前協議がなされたこと及び申請人からの事業計画書、営農計画書の提出と、地区委員会で申請人の意向を聞き、リハビリテーションを目的とする農地取得で、これ以上の農地取得及び経営拡張はしないことを確認しました。譲受人である社会福祉法人は、知的障がい者の就労支援と自立支援を目的として農業従事による生きがい創設を図られております。近年、施設入居者及び利用者による農業従事体験の需要が増え、リハビリテーションを行うための新たな農地取得が必要となったものです。申請地については、営農指導者と施設利用者15名程度が農作業に従事される予定で、許可後は水稻を作付される計画です。収穫作物は施設で自家消費されます。

22番から23番は関連で、経営拡張による使用貸借権設定の申請です。譲受人は大豆を作付されており、許可後は大豆を作付される計画です。

以上、先の地区委員会で現地調査を行い、5件のうち、21番については、農地法施行規則第16条による不許可の例外に該当するため、またそのほかの4件については、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、19番から23番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、24番。

12番 網田稔委員

12番委員、網田です。

24番から30番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

24番と26番は関連で、社会福祉法人が経営拡張による賃貸借設定による申請です。先月の調査委員会での審議及び総会の審議により、継続審議となった案件です。継続とした理由は、社会福祉法人による経営拡張について、事業計画や営農計画などが不明確だったことによるものです。今回、申請人からの事業計画書、営農計画書の提出と、富合地区委員会における協議結果を聞き、リハビリテーションを目的とした経営拡張であること、また、申請人からこれ以上の経営拡張をしないことを聞き取ったということを確認しました。賃借人である社会福祉法人は、知的障害者の就労支援と自立支援を目的として農業従事による生きがいの創設を図られております。近年、施設入居者及び利用者による農業従事体験の需要が増え、リハビリテーションを行うための経営拡張が必要となったものです。申請地については、営農指導者と施設利用者15人が農作業に従事される予定で、許可後は水稲を作付される計画です。収穫作物は施設で自家消費されます。

25番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

27番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、ニンニクを作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

28番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

29番は、経営拡張による使用権賃貸借権設定の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲、露地野菜を作付される計画です。

30番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

以上7件について、先日の地区委員会により検討した結果、24番と26番は、農地法施行規則第16条の不許可の例外により、またそのほかの5件については、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、24番から30番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、31番。

2番 小佐井亮祐委員

2番委員、小佐井です。

31番から35番について、地区委員会での協議状況について報告します。

31番は、子への贈与で所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている兼業農家で、許可後は水稻を作付される予定です。

32番と33番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は花を栽培される専業農家で、許可後は花を作付される予定です。

34番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、メロンを栽培される専業農家で、許可後は水稻を作付される予定です。

35番につきましても、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、スイカ等を栽培される専業農家で、許可後はジャガイモを植え付けられる予定です。

以上5件、先日の地区委員会において協議し、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、31番から35番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、36番。

11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

36番から43番について、地区委員会での協議状況を報告いたし

ます。

36番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、スイカ、ナスを栽培される専業農家で、許可後はスイカを作付される予定であります。

37番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は息子が経営する建設業の手伝いの傍らミカン、柿などを栽培される兼業農家で、許可後はミカンを作付される予定であります。

38番につきましても、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、デコポンを栽培される兼業農家で、許可後は水稲を作付される予定であります。

39番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、野菜、柿等を栽培される専業農家で、許可後は柿を作付される予定であります。

次の40番につきましても、経営拡張の所有権移転の申請になります。譲受人は水稲、飼料作物を栽培される専業農家で、許可後は水稲を作付される予定であります。

41番、42番は関連で、新規就農のための使用貸借権設定の申請であります。借受人には、先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。許可後においては、スイカ、ナスの作付を計画されていることから、施設野菜でこの面積は1人では厳しいのではないかとの委員の指摘もありましたが、知人の応援も得られる見込みで、人員の確保はできるということでした。

43番は、甥への贈与で所有権移転の申請であります。譲受人は水稲、スイカ等を栽培される専業農家で、許可後はカボチャを作付される予定であります。

以上8件、先日の地区委員会で検討した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、36番から43番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請2件でございます。
地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議

状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番お願いします。

4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

1番と2番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、今年7月に許可を受けられた農地法第5条の許可後に転用目的を変更するための事業計画変更承認申請です。変更内容は、当初計画では転用目的を建売住宅として許可を得ておりましたが、住宅デザインや家族構成を踏まえた間取りなどのニーズの多様化で自社以外のハウスメーカーでの建築の要望が増えたことから、転用目的を建築条件付売買予定地に変更されるものです。建築条件付売買予定地として転用許可を受ける場合の要件については、申請書記載事項により確認しており、同時に転用事業者と土地購入者間の売買契約書案も添付されており、問題はないと思われま。

2番は、昨年4月に許可を受けられた農地法第5条許可の建売住宅の建物位置を変更するための事業計画変更承認申請です。当初計画では、隣接農地への日照に影響を及ぼすおそれがあることから、建物と農地との距離を4mとする計画でしたが、住宅購入者のニーズとして一般的には区画道路沿いに駐車場を設けるケースが多く、当初計画の配置では販売に影響が出ると見込まれることから、建物の位置を変更し、道路沿いに駐車場を設置できるよう変更するものです。農地法では、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合については、許可をすることができないとされていますが、今回の申請に当たっては、事業者と隣接農地所有者との間に覚書が交わされ、当該覚書により日照阻害に関する承諾が得られていることから、地区委員会では変更することに問題はないものと判断いたしました。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、変更後におきましても、転用許可基準を満たしているものと判断し、今回の事業計画変更については妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、1番と2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、1番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請4件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番お願いします。

10番 東哲治委員

10番委員、東です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、農家住宅建築のための転用許可申請です。同時に5条での許可申請が提出されております。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、5条申請を含め総転用面積210㎡に二階建て農家住宅1棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は令和4年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可の基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
続きまして、2番。

12番 網田稔委員

12番委員、網田です。

2番から3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

2番は、貸し資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積1,276㎡を碎石、砂利、矢板や足場材の資材置場として貸し付ける計画で、妥当な面積と思われます。なお、無断で転用していたことに対し、深く反省している旨の始末書が提出されています。

3番は、太陽光発電設備への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地1,073㎡に太陽光パネル212枚、発電能力80.5kwを設置する計画で妥当な面積と判断されます。資金計画、経済産業省の認定証、九州電力の負担金のお知らせなどの必要書類もそろっており、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和4年2月25日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査確認を基に検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、2番、3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

4番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、農業倉庫への転用申請です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されますが、転用目的が農業用施設であり、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地利用計画は、申請地1筆1,142㎡の内、504㎡を転用し、田植機、コンバイン等を収納するための倉庫1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。なお、本件につきましては、9月中旬頃、許可を取らずに工事に着手されており、地元農業委員の指導を受け申請されたもので、申請に当たっては始末書

が提出されております。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況から周辺の農地への影響もないものと判断いたします。工期につきましては、令和3年12月15日完了予定となっております。

以上1件、先日の地区委員会において現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面から検討した結果、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請32件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、使用貸借権の設定による個人住宅及び道路を建設されるための転用許可申請です。申請地は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。代替地は検討されております。土地利用計画は、転用面積315.15㎡に木造二階建て1棟と中心後退道路を含む道路として建設される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

2番と3番は、土木工事業を営む法人が賃貸借の設定により申請地を資材置場に転用される転用許可申請です。申請地は、農業候補地公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積1,046㎡に建設機械、車両6台と砂利等資材を置く資材置場として使用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。申請地は、令和2年1月12日より資材置場として利用されており、転用許可が必要

な土地と知らなかったということでしたが、農業委員及び推進委員が
通告指導してきており、今回、資材の撤去及び畑に近い状態まで戻し、
始末書を提出されております。代替地は検討されております。資力信
用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支
障を生ずるおそれはないものと判断されます。工期は令和4年11月
10日までの予定で、許可後速やかに着手されるとのことです。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立
地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしているとの協議結
果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、1番から3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、4番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

4番から5番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたし
ます。

4番は、社会福祉法人が所有権移転による小規模多機能型居宅介護
事業所への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がり
のない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検
討されております。土地利用計画は、転用面積3,027㎡に居宅介
護施設1棟、職員・来客用駐車場24台分、緑地帯及び調整池を整備
される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計
画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。
開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指
導課の事前協議の回答書の提出がなされております。工事期間は令和
4年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手される
ことを確認いたしております。

5番は、賃貸借権設定による駐車場への転用許可申請です。農地区
分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種
農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して
設置されるものに該当し、かつ5番の申請人は地番の集落内に居住さ

れており、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、ノリの加工販売を個人経営されている申請人が、作業用車両2台及び従業員・来客用車両8台分の駐車場用地として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年2月10日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、4番から5番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
 なお、4番については、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。
 続きます、6番。

10番 東哲治委員

10番委員、東です。

6番から8番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

6番は、親子間で使用貸借権を設定し、農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、同時申請の4条転用許可申請を含め、総転用面積210㎡に二階建て農家住宅1棟を建築される計画で適当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和4年9月30日までの予定で、許可後、速やか

に着手されることを確認しております。

7番は、所有権移転による敷地拡張の転用許可申請です。農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積181㎡を住宅の庭として利用される計画です。住宅の敷地面積311㎡と合わせ492㎡で妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。ただ、申請地は、既に自宅の庭として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が添付されております。

8番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積508㎡に個人住宅木造二階建て1棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は令和4年4月1日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、6番から8番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

9番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番、10番は関連で、社会福祉事業を営む法人が、所有権移転による社会福祉施設への転用許可申請です。施設では児童発達支援、放課後等デイサービス、グループホーム、短期入所の事業を行われる計画です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土

土地利用計画は、転用面積1,752㎡に社会福祉施設1棟及び普通車両19台分の駐車場を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、都市計画法第34条第14号に係る許可の運用基準により、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和5年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

11番は、所有権移転による農業用水路への転用許可申請です。申請地は、以前より地域の農業用水路として使用されておりましたが、地目が農地のまま個人の所有となっていると判明したため、今回、土地改良区に寄附されるとして申請されました。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の「農業用施設の用に供するために行われるもの」に該当すると判断しました。土地利用計画は、転用面積85㎡に農業用水路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地が既に農業用水路として利用されていることについて、今後このようなことがないようにする旨の始末書が添付されております。

以上3件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、9番から11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
　　続きまして、12番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

12番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番と13番は関連で、不動産業等を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、総転用面積584㎡に建売住宅木造二階建て2棟を建設される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発行為事前審査の申請中とのことです。工事計画は令和4年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

14番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積322㎡に個人住宅木造二階建て1棟を建設される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事計画は令和5年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

以上3件について、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、12番から14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
続きまして、15番。

5 番 木村憲正委員

5 番委員、木村です。

1 5 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 5 番は、所有権移転による貸資材置場への転用申請です。農地区分は、1 0 h a 以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第 1 種農地と判断されます。1 種農地は原則不許可ですが、「集落に接続して設置するもの」に該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。申請人も同地区内に居住し、業務上必要な施設と判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に本人が経営する土木業の貸資材置場として整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は令和 4 年 1 2 月 3 1 日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上 1 件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は適当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1 5 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、1 6 番。

1 2 番 網田稔委員

1 2 番委員、網田です。

1 6 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 6 番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、1 0 h a 未満の広がりのない生産性の低い農地で第 2 種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積 3 1 3 . 5 m² に木造平家建て住宅 1 棟 (1 2 2 . 5 6 m²) を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除も問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前協議の申請中とのこと。工事期間は令和 4 年 1 月 1 0 日までの予定

で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、17番。

2番 小佐井亮祐委員

2番委員、小佐井です。

17番から25番について、地区委員会で協議状況を報告します。

17番から21番は、太陽光発電事業等を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。筆数は5筆ありますが、申請は3件、3箇所分になります。1箇所目は17番で、土地利用計画は、申請地1筆1,028㎡に太陽光パネル324枚、発電容量89.

1kwを設置する計画です。2箇所目は18番と19番で、土地利用計画は申請地2筆合わせて1,077㎡に太陽光発電パネル308枚、発電容量84.7kwを設置する計画です。3箇所目は20番と21番で、申請地2筆合わせて1,671㎡に太陽光発電パネル324枚、発電容量89.1kwを設置する計画で、3件とも転用面積は適正なものとは判断いたします。資金証明のほか、電力会社からの系統連系に係る契約の案内及び設備認定申請画面の写しも添付されており、転用の確実性も認められます。また、転用による周辺農地への日照、通風等営農条件の支障も発生しないものと思われます。工期は許可日から令和4年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

22番は、所有権移転し、サッカー及びテニス練習場に転用する申請です。土地利用計画は、申請地5筆合わせて3,902.59㎡にサッカー及びテニス兼用コート3面及び47台分の駐車場等として利用される計画で、転用面積は適正なものとは判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、確実に事業が行われるものとは判断いたします。また、転用による周辺農地への影響については、被害防除の対策

が取られ、地元への事前の説明も行われているということですので、問題はないと思われます。工期は許可日から令和4年4月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

23番、24番は、土木工事業等を営む法人が所有権移転し、既存の廃土置場の一部として利用する申請です。土地利用計画は、雨水により盛土法面の土砂の流出防止対策として、23番は申請地1筆733㎡に、また、24番は小面積ですが申請地1筆72㎡にそれぞれ土羽を施工し、法面の強化等を図る計画です。現地の状況から事業の必要性が認められ、転用の確実性についても問題ないものと判断されます。また、周囲の状況から転用による周辺農地への影響もないものと思われます。工期は許可日から令和4年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

25番は、電気通信設備工事業等を営む法人が所有権移転により資材置場へ転用する申請です。土地利用計画は、申請地3筆合わせて2,851㎡に鋼管柱やコンクリート柱など電気通信工事用資材を置かれるほか、通路及び回転スペースとして利用される計画で、転用面積については適正なものとして判断いたしました。事業計画、排水計画等に問題はなく、確実に事業が行われるものと判断いたします。また、周囲の状況から転用による周辺農地への影響もないものと思われます。工期は許可日から令和4年5月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

なお、17番から25番までの農地区分につきまして、全て農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、土地の選定に当たりましては、23番、24番を除き代替地の検討もなされております。

以上9件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討したところ、いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、17番から25番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

なお、22番については、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。

続いて、26番。

4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

26番から32番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

26番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地3筆合わせて497.11㎡に木造平家建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。工期は許可日から令和4年4月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要ですが、事前審査回答済みです。

27番は、所有権移転し農機具置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地373㎡にコンテナ倉庫を設置し、草刈り機、耕運機など小型の農機具を収納する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。工期は許可日から令和4年5月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

28番は、畜産業を営む法人による畜舎建設に伴う工事用道路への転用で使用貸借権設定の申請です。農地区分が農用地区域内の農地ですが、今回の申請は仮設の工事用道路を設置し、令和4年10月7日まで一時的に利用するものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。また、農用地区域内の農地の一時転用に関し、市農業政策課へ意見照会をしたところ、農業振興地域整備計画の達成に支障がない旨の回答を得られております。なお、現地は工事が完了しており、既に道路として利用されていることから、申請に当たっては始末書が提出されております。利用状況といたしましては、申請地331㎡の中央に幅5mの道路を建設し、道路両側を法面として整備し、利用されております。

29番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、水道管、下水

道管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ申請地の500m以内には小学校、病院などもあることから第3種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地497㎡に木造二階建て住宅1棟を建築する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。工期は許可日から令和4年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要となりますが、現在事前審査の受付中とのことです。

30番と31番は関連です。不動産を営む法人が所有権移転により建築条件付売買予定地へ転用される申請です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で第1種農地と判断されますが、申請が住宅建築を目的とした転用であり、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断します。土地利用計画は、申請地2筆合わせて4,315㎡に建築条件付売買予定地15区画の造成のほか、道路、公園等を整備し利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。なお、建築条件付売買予定地として転用許可を受ける場合の要件については、申請書記載事項により確認しており、同時に転用事業者と土地購入者間の売買契約書案も添付されており、問題はないものと思われます。工期は許可日から令和4年5月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要となりますが、事前審査回答済みです。

32番は、太陽光発電事業等を営む法人が太陽光発電設備建設のため、地上権を設定する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地1,492㎡に太陽光発電パネル288枚、発電容量79.2kwを設置する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。転用の確実性については、電力会社からの系統連系に係る契約の案内及び設備認定申請画面の写しにより確認しており、問題はございません。工期は許可日から令和4年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上7件、先日の地区委員会において現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面から検討した結果、事業計画、資金計画に問題はなく、転用の確実性が認められること、また、周辺農地の営農条件への支障がないことから、7件ともに申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 ただいま、26番から32番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、30番と31番については、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。
続きまして、第5号議案及び6号議案でございます。
この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第5号及び第6号議案は関連でございますので、併せてご説明いたします。

まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(7号)につきましては、所有権移転が、明細22ページの1番から24ページの6番までの合計6件で、1番から6番までの6件全てが公社からの売渡しとなります。面積は6件合わせまして田7,823㎡、畑8,014㎡の合計で15,837㎡で、売買価格は、右側備考欄記載のとおりでございます。

次に、利用権設定の新規設定分でございますが、明細24ページの7番から46ページの44番までの合計38件で、契約期間別では、6年未満が13件、6年以上10年未満が1件、10年以上が10件で、面積は24件合わせまして田34,951㎡、畑96,078.43㎡の合計131,029.43㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、露地野菜、果樹、大豆、飼料作物でございます。

次に、再設定分ですけれども、明細39ページの31番から46ページの44番までの合計14件で、契約期間別では、6年未満8件、10年以上が6件で、面積は14件合わせまして、田33,371㎡、畑28,503㎡の合計61,874㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、露地野菜、果樹でございます。

続きまして、第6号議案でございます。47ページの表をご覧ください。

こちらは、農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細48ページの1番から60ページの33番までで、契約期間別では、6年未満が12件、10年以上が21件で、面積は33件合わせまし

て田66,967㎡、畑15,386.61㎡の合計82,353.61㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物です。

以上の案件につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては以上となります。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、納税猶予に関する適格者証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会で調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番お願いします。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、令和3年1月17日相続開始の相続税の納税猶予に関する適格者証明願です。願出人は露地野菜を作付されている農家で、対象農地5筆については、願出人自らが耕作されていること、また、今後も耕作されていくことを地元委員が確認しております。

　　以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題がないものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。
- 2番 小佐井亮祐委員
2番委員、小佐井です。
1番について、地区委員会での協議状況について報告いたします。
1番は、相続税の納税猶予継続のため、引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。対象農地につきましては、地元の農業委員及び推進委員が現地調査を行ったところ、水稻、大豆が作付されていることが確認されており、引き続き農地として適正に耕作が行われていることが地区委員会で報告されております。
以上1件、地元委員の報告に基づき、地区委員会で検討した結果、証明書交付について何ら問題はないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。
- 一 同 異議なし。
- 議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。
1番から12番までの合計169件となっております。件数のみ報告いたします。
以上です。

議長 次に、次第6のその他ですが、本日は特に何もございません。
それでは、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。これにて閉会いたします。

閉会 午後4時23分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年10月8日

議長 福原 幸一

署名委員 三原 勉

署名委員 木下 三智也

書記 若松 節治